

令和7年第12回 千葉市選挙管理委員会定例会会議録						
1 日 時	令和7年12月16日(火) 午後2時00分～午後2時18分					
2 場 所	千葉市役所 10階 選挙管理委員会室					
3 出席委員	委員長	大野 雄子	職務代理者	田部井 宏明		
	委員	橘 高俊	委員	川村 道子		
4 出席書記	事務局長	清水 公嘉	次長	中野 廣正	次長補佐	熊本 和広
	主査	君塚 利明	主査	加藤 啓樹	主任主事	相田 貴洋
5 議 題	報告第64号	地方自治法等の規定に基づく直接請求に必要な人数について(12月1日定時登録)				
	報告第65号	政治家の寄附禁止等に係る啓発について				
	報告第66号	新潟市長選挙の選挙期日等について				
6 議事の概要	<p>(1)議題</p> <p>報告第64号 地方自治法等の規定に基づく直接請求に必要な人数について(12月1日定時登録) (報告第64号について、報告があり承認された。)</p> <p>報告第65号 政治家の寄附禁止等に係る啓発について (報告第65号について、報告があり承認された。)</p> <p>報告第66号 新潟市長選挙の選挙期日等について (報告第66号について、報告があり承認された。)</p> <p>(2)その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・次回委員会について 次回の委員会の開会日は、1月22日(木)午後2時00分から開会することで決定した。</li> </ul>					
7 会議経過	<p>(要約)</p> <p>報告第65号について</p> <p>橘委員 寄付を受け取った側にも罰則があるのか。 事務局 受け取った側に罰則はない。</p> <p>大野委員長 選挙期間中のみ禁止なのか。政治家は常に寄付は禁止なのか。 事務局 選挙期間等とは関係なく禁止であり、選挙区外であれば可能である。 また、政治家本人が結婚式等に自ら出席した場合の祝儀等は可能である。</p> <p>田部井委員 政治家に寄付を要求するのも禁止でよいか。 事務局 政治家に対し寄付をするよう勧誘や要求することも禁止である。</p> <p>大野委員長 卒業式の祝電等、金品でないものは可能か。 事務局 電報等は禁止されていないため可能である。 ただし、選挙期間中に電報を送って、届いた電報をホワイトボード等に掲示した場合には 文書図画の掲示の規制を受ける可能性がある。</p>					